

おばたき

会報 3 号 2014.4.16

発行人:特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター

※今号からタイトルを変更しました。

すが、法人事業が未だ軌道に乗らないことに大変申し訳な

はじめに、関係者に皆様には法人設立5年目になりま

※ラ号からダイトルを変更しました。

直しが検討されている中で、本業でもある障害者の権利侵ありました。しかし、現在成年後見制度に対する様々な見ながらお世話になりました方へのお礼を含めて、本広報紙などに対しましても、また、関係者にも法人の活動を伝えセンターとして、法人を側面より支援していただく賛助者さて、特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護くお詫び申し上げます

ズが行うコミュニティフレンドのようなものを川崎市です。 そこで幾つかの浮かんだ内容を提起し、今後の検です。 そこで幾つかの浮かんだ内容を提起し、今後の検です。 そこで幾つかの浮かんだ内容を提起し、今後の検で、成年後見制度を利用しなくても成年後見制度後見制度で、成年後見制度を利用しなくても成年後見制度後見制度で、成年後見制度を利用しなくても成年後見制度後見制度です。

かと考えているところです。
かと考えているところです。
かと考えているところです。
かと考えているところです。
かと考えているところです。
の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実情に合わせた形で取り入れる方法。二つ目は、横浜市の実施によりによりである。

まできるのからであったと 事業前進の取り組みとして、当法人に関係する専門家 事業前進の取り組みとして、当法人に関係する専門家 事業前進の取り組みとして、当法人に関係する専門家 事業前進の取り組みとして、当法人に関係する専門家

害等権利擁護にもっと軸足を置くべきとも考えるところ

しても前進させたいと思います。がら、遅々たるあゆみであったと



巻頭言

理事長 並木 隆

本センターの複数後見を利用して

親だけではできない「身上監護」の実践

平成 22 年 7 月 22 日より、本「特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター」(以下「本センター」) と共に、長男の成年後見人として、「複数後見」をしている者です。

長男は、重度の知的障がいに加え重度の身体障がいも抱えているのですが、市内にある重症心身障害者施設に入所していることから、本センターが後見開始するに当たり先ず、本センターの成年後見業務を担当する部会の方に施設で面会していただいた上で、具体的に後見をしていただく「担当者」を決めていただきました。

その後この「担当者」の方にご指導いただきながら二人三脚で後見業務を行って来た訳ですが、このような「本センターとの複数後見」に関連して、現在に至るまでに考えたことを 4 点ほど述べてみたいと思います。

第1点ですが、「担当者」の方には原則月1回の面会においでいただいていますので、今では長男もすっかり慣れてきています。親族だけでなく、第三者で、しかも障がい者の権利を擁護していただける本センターによる、このような新しい形での支援の輪が長男の周りに広がっていることを大変嬉しく、また心強く思っています。

第2点です。「担当者」の方には、施設との「個別支援計画」に関わる面談にも同席していただいています。今の「担当者」の方は、施設の運営も経験された社会福祉士さんで、平成25年年度の「個別支援計画書」は、このように取組み始めて3回目であった訳ですが、利用者である長男の支援内容向上に向けて的確な主張をしていただき、年々目に見えて中

身がよくなっていることを実感しています。

第3点です。平成25の春の特殊な事情なのですが、 障害者総合支援法の施行に伴い、長男が入所している施設との新しい「利用契約書」の締結が必要になりました。まさに、後見人としての身上監護の重要な役割の一つの、契約書の署名人となる場面が出てきたのです。「担当者」の方と相談しながら内容を検討し締結をすることができまして、上述の第2点と合わせて、多くの専門職の方に支えられている本センターに後見人になっていただいて本当に良かったと思っています。

第 4 点です。実は、この「複数後見」を開始直後の年の暮に、私が体調を大きく崩し 3 週間の入院をする羽目に陥ってしまったということがありました。(幸い処置開始が早く、その後後遺症も残らず普通に暮しています。)「単独後見」であれば、後の後見人のことが頭をかすめる場面でもあった訳ですが、そのような心配が全く不要である、「親亡き後」を視野に入れた「本センターとの複数後見」の大きな意義の一つを改めて確認できた場面となりました。

このように、本センターにはバックボーン的な支えになっていただいており、誠に心強く思っているところで、「担当者」の方を始めとして関係して下さった方々にこの場をお借りし改めて感謝申し上げる次第です。

なお本センターは、後見開始の日から平成24年1月31日までの後見事務報告を行うと共に、成年後見人に対する報酬付与の申立てを行い、平成24年3月22日付けで、申立人に報酬を付与することを認めるとの審判が下されています。

(佐藤泰彦)

まだまだ少ない「身上監護」の実践例

「後見人」の問題として、よく取り上げられる話題は使い込みをされてしまう等の被害がよく報道されます。

「後見人」の主な業務としては"財産管理"で被害にあわないために利用することが目的のようになっています。

明治時代に制定された「禁治産制度」はまさに、財産をだまし取られないようにすることだったのです。 しかし、2000年に施行された「成年後見制度」は"財産管理"だけでなく、本人の意思を代弁する"身上監護"を通して本人の人権を擁護されることが期待されていました。

つまり、日常生活上において本人にとって適切な選択がなされているか? 周りの人間の都合が良いよう に扱われてはいないか?

守られるべきは"人権"と"財産"なのですが、親族以外の第三者による"身上監護"の実践報告例が 非常に少ないということに、この「成年後見制度」の普及が進まない要因の一つになっているように思 えます。

簡単に言えば、「使って良かった」という評価が多くなれば、もっと普及するはずです。

佐藤さんの例のように「使って良かった」という例が増えるよう、当法人では活動をより積極的に取り 組んでいきたいと考えています。

※今年度から施行された「障害者総合支援法」で地域支援事業の追加に成年後見制度の利用促進及び意思疎通 支援の強化が明記されています。(点線枠は筆者が追加)

障害者に対する支援(④地域生活支援事業の追加)

- 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。
 - ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
 - 意思疎通支援を行う者の養成 ※ 手話奉仕員の養成を想定 〔その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施〕
- 都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。
 - ① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業※ 手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定
 - ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

【平成25年4月1日施行】

⇒ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの 強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化



《地域生活支援事業の概要》

事業の目的

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

財源

補助金(一部交付税措置あり)

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助 【都道府県事業】国1/2以内で補助

【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

予算額

22年度 23年度 24年度 440億円 ⇒ 445億円 ⇒ 450億円

川崎市育成会手をむすぶ親の会





「川崎市育成会手をむすぶ親の会」では、

障害があっても、安心して暮らせる共生社会を目指して活動しています。 簡単ですが、パンフレットを掲載しましたので、活動内容 をご覧ください。

池谷会長

共生社会実現のために、一緒にがんばりましょう!!



T213-0011

川崎市高津区久本3-6-22 地域福祉施設「ちどり」1階

a 070-6969-2641

E メール kawaikusei @tomokawasaki.or.jp

検 索

川崎市育成会手をむすぶ親の会 (かわさき市民活動センター応援ナビ)

たかつコミュニティフレンドについて

平成25年度、NPO 法人かわさき障がい者権利擁護センターでは、「たかつコミュニティフレンド」を実施いたしました。

この事業は、千葉県にある NPO 法人 PAC ガーディアンズの「コミュニティフレンド事業」をお手本にしています。これは、障害のある人の長い人生を後見人やヘルパーさんのように法律や制度を利用するといった形ではなく、地域に暮らす友だちをつくるという形で支援していこうというものです。

この事業では、障害のある人の友だちを「コミュニティフレンド」と呼びます。そして、障害のある人とその友だちが集まって、お茶を飲みながらお話をしたり、ゲームをしたりして楽しく過ごす集まりを「コミュニティカフェ」といいます。

第3回「たかつコミュニティフレンド」(平成26年2月22日 13時から15時、地域福祉施設「ちどり」1階会議室にて)では、書初めをしました。

佐藤俊恵先生に、優しく丁寧に教えていただきました。

最初は、緊張していた皆さんでしたが、



筆を持って、いざ書き始めると、楽しそうな表情に変わりました。

これからも、いろいろなことに挑戦していく予定です。興味を持たれた方は、まず、ご連絡ください。

もうしこみ といあわせ

申し込み・問い合わせ 電話 080 2133 1589

メール: comifure @ docomo.ne.jp

たんとう に ま 担**当:仁尾**

コミュニティカフェで、障害のある人とない人が友だちに。

気軽にのぞいてみてください。よろしくお願いいたします。

「今後の成年後見制度について」

~手をつなぐ育成会関東甲信越大会に参加して~

去る、平成25年9月28日(土)と29日(日)、手をつなぐ育成会関東甲信越大会が、 茨城県つくば市で開催され、私は、28日(土) に行われた第4分科会(権利擁護)一成年後 見制度一 に参加して、皆さんの熱い思いを 拝聴してきましたので、お知らせいたします。

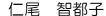
会は、杉浦ひとみ弁護士より、選挙権回復に 至るまでの経緯の説明と、DVDに収められ た名兒耶匠さんの日頃のようすの紹介から始 まりました。被後見人に選挙権が与えられて いないことが違憲であるといった点に、憲法 学者も気づいていなかったと聞き、今回の裁 判は、障害のある人の人権を一つ獲得できた 素晴らしいものだったのだと再確認しました。

次に、「選挙権回復と今後の成年後見制度」 と題した、全日本育成会中央相談室長 細川 瑞子社会福祉士から、基調講演があり、今後 の成年後見制度に対して、さまざまな切り口 から考えてみようと呼びかけがありました。

これに対し、パネリストの大門亘社会福祉 士からは、現行の成年後見制度にはいろいろ な不備があるので、必要が生じたときに使え ばよいのではないかとの発言があり、欠格条 項の例として、当法人の明石洋子副理事長の ご長男が被後見人になると、公務員という職 を失ってしまうことを挙げられていました。 「後見人の役割と後見人の質に関する議論も しなければならない」との大門氏の言葉から は、日本の成年後見制度を本質から見直そう とする姿勢を感じ、類型のあり方や費用の面 なども、もっと深く勉強していかなければと 思いました。

また、秩父手をつなぐ育成会 事務局長 原島久氏から、成年後見制度への取り組みの 発表があり、名児耶清吉氏からは、成年後見 制度を使って、使いづらいところを皆で直し ていけばよいのではないかとの意見が出され ました。

最後に、細川氏から、「成年後見制度の必要性、課題、方向性等を明確に示して、社会の理解を得られる活動を、覚悟を持って継続させていきましょう。」との力強い言葉で閉会となりましたが、閉会後、私は、公助の整いつある今、最後の課題は、公助に、または自助に、どのように共助をつなげていくかではないかと強く感じました。障害児者への理解を進め、様々な壁を取り崩さなければ、障害児者が使いやすい成年後見制度や未成年後見制度は生まれてこないでしょう。障害児者の人権に関心を持ってもらえるような活動を様々な角度から、私も、微力ではあっても、あきらめずに続けていこうと思います。





「憲法改正議論」について思うこと

自民党が政権を握ってから「憲法改正」が進められようとしています。

個人的な"私見"になりますが、重症児者を守る 立場として大きな危惧をもっていることを、どうし ても述べざるを得ないという気持ちから、一人の意 見として発し、ご批判を含め、皆さんの関心がより 高くなることを期待したいと願っています。

守る会の三原則

私の考え方としてまず、"守る会の三原則"が基軸としてあるということを理解頂きたいと思います。

- 一、決して争ってはいけない、争いの中に弱いものの生きる場はない
- 一、親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加するものは党派を超えること
- 一、最も弱いものを一人ももれなく守る

この理念は、争いの場には弱いものの生きる場はないから、どんな個人的考えがあっても、重症児運動をするものは争いをせず、協力して最も弱いものを一人ももれなく守ること。

という風に解釈しています。

「争いの場には弱いものの生きる場はない」は正に今、世界の各地で行われている"戦争"の多くの犠牲者が子供や女性、高齢者など、社会的弱者であることは説明する必要もないと思います。

また、その犠牲によって「障害」を負うものが増 えることも現実です。

現憲法の理念の"核"となっているのは「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ではないかと思っています。

"争い"をなくすこと、"貧困"による欠乏をなくすこと、いかなる主義主張があっても、このために人々が助け合うことが、"最も弱いものを一人ももれなく守る"に通じることではないでしょうか。

私は守る会の三原則を普遍的に捉え、現行憲法の 理念と一致していると考えています。

だから、原爆や武力による抑止力を含め、武力を 行使して「問題解決」しようとすることには反対な のです。 絶対に「話し合い」による努力をあきらめてしまってはならないと思っています。政治家の役割は争いを作ることではなく、対話による外交で争いを無くすこと事です。

自民党は"国民の命と財産を守る"ために軍隊は必要だといっています。果たして、"武力"を後ろにちらつかせて「話し合い」に説得力はあるでしょうか?

近隣諸国の北朝鮮、韓国、中国が領土を主張したり、核実験を行うなど"武力"を背景とした主張が行われるたびに、日本も負けてはならないと危機感を持つのではないでしょうか?

つまり、"武力"は抑止力になるどころかお互い にヒートアップさせるだけではないでしょうか?

「対話」を避け「争い」を優先するのは政治家の大きな"怠慢"だと思います。

「憲法」を改正するか否か、大切な問題です。今 一度、私たち自身の問題として十分な国民的議論が 必要だと思います。

拙速に「憲法改正」を進められることだけはあってはならないと感じています。

川崎市重症心身障害児(者)を守る会 会長:山崎

贊助会員になって支えて下さい

賛助会員(年会費)

賛助会費(個人) 1,000円(一口以上) 賛助会費(団体) 3,000円(一口以上)

振 込 先 川崎信用金庫 平間支店

普通口座 0165964

カー 特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター

理事長 並木 隆

かわさき障がい者権利擁護センターは川崎市内の「親の会」が自主的に集まって作られた団体です。

障害のある子供の将来について、親が元気なうちに住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように活動を開始しようと動き始めています。

まだまだ思うような結果が出せていない状況です が、私たち親としてできることを精いっぱいしてい こうと決意しています。

身上監護を主とした「後見人」の取り組みや、障害のある子供が地域で見守られていけるようにはどうしたら良いか、権利擁護を中心とした取り組みを活動の中心として進めています。

微力ではありますが、こうした私たちの取り組み に理解とご協力をお願いいたします。



ご寄付ありがとうございました

替助者

安達ゆかり 様	飯塚弘子 様	梅田順子 様	木村秀夫 様	高山君子 様
瀧川道夫 様	角田三津子 様	中村眞理子 様	中村芳明 様	三浦ルイ子 様
宮本善夫 様	美和幸嗣 様	山田勝子 様	結城 隆 様	
個人寄付者				
池谷英子 様	太田公子 様	神田誠司 様	大里慶三 様	木村秀夫 様
小山稀世 様	佐藤隆 様	高井惠美子 様	田口ひろ子 様	
		団体零付		

団体奇付

社会福祉法人 あおぞら共生会 様